

令和元年度第1回愛知県青少年保護育成審議会 会議録

- 1 日 時 令和元年7月4日（木）午後2時30分から3時30分まで
- 2 場 所 愛知県議会議事堂 1階 ラウンジ
- 3 参加者 委員15名
説明のため、出席した者（社会活動推進課等）15名

4 審議の概要

【司会】

定刻となりましたので、ただいまから、令和元年度第1回「愛知県青少年保護育成審議会」を開会させていただきます。

本日の審議会は、委員20名中15名が出席しておりますので、愛知県青少年保護育成条例施行規則第14条第2項に基づく定足数を満たしております。

また、本日の審議会は、愛知県青少年保護育成審議会運営要領3（1）に基づき、公開とされています。

なお、本日は、傍聴の申込みはありませんでした。

それでは、開会にあたり、齋木県民文化局長から御挨拶を申し上げます。

（齋木県民文化局長挨拶）

【事務局】

続きまして、事務局から委員の皆様方を御紹介させていただきます。順番に御紹介いたしますので、一言ずつ御挨拶をいただきたいと存じます。

（委員紹介）

【司会】

それでは、議事（1）「会長選出」に移らせていただきます。

今回の委員の任期は令和元年6月1日からであり、本日は初めての審議会となりますので、始めに、会長を選出する必要があります。

なお、会長の選出につきましては、規則第10条第1項の規定において、委員の互選によってこれを定めるとされております。

自薦・他薦を問いませんので、どなたか御発言はありませんでしょうか。

（永井委員を推薦する旨の御発言）

【司会】

ただいま、永井委員を会長にとの御推薦がございましたが、御異議ありませんでしょうか。

(異議無しの御発言)

【司会】

それでは、永井委員に会長をお願いいたします。永井委員は、会長席にお移りください。

(席移動)

それでは、ここで、永井会長から御挨拶をいただきたいと思います。
永井会長よろしくをお願いいたします。

(会長挨拶)

【司会】

それでは、規則第10条第2項の規定により、会長は、会務を総理することとされておりますので、この後の議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。

【会長】

改めまして、よろしく申し上げます。

次に、審議会運営要領3の(2)の規定により、本審議会では、会議録を作成し、会長が指名する者2名が署名押印することとされております。

今回は、花田経子委員と原富祐美委員にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

(花田委員、原委員了承)

それでは、議事を進めてまいります。

議事(2)の会長職務代理者及び部会委員の指名に入らせていただきます。

規則第10条第3項の規定に基づく会長職務代理者の指名ですが、吉田典子委員にお願いしたいと思います。吉田典子委員、よろしいでしょうか。

(吉田典子委員了承)

ありがとうございます。それでは、吉田典子委員から、一言、お願いできますでしょうか。

(吉田典子委員挨拶)

ありがとうございました。

次に、規則第15条第2項の規定による部会委員の指名でございます。

本審議会には、審議内容により、2つの部会が設けられておりますが、部会の内容及び部会委員の案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

ただいま、事務局から説明がありましたとおり、委員の皆様方には、委員名簿のそれぞれの部会に所属していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次に、議事(3)少年非行の概況について、説明をお願いします。

(県警本部少年課説明)

【会長】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問などがある方はお願いします。

それでは、御意見、御質問もないようですので、次へ進めさせていただきます。

次の議事(4)と(5)は、いずれも、条例の運用状況の報告や条例調査の結果報告などについてであり、関連した案件となっておりますので、事務局から一括して説明していただいた後、委員の皆様方から、御意見、御質問などをいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、事務局から順次、説明をお願いします。

(事務局説明)

【会長】

それでは、事務局からの説明がひと通り終わりましたので、ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問などがある方は、お願いします。

【委員】

資料10、携帯電話販売事業者等の実態調査結果について、フィルタリングに関しての保護者の義務として、理由書を提出することになっております。理由書を出しているかは調査されていると思っておりますが、やむを得ない事情というのがどういうものかとい

うものに関しての調査というのは、担当部局ではされているのでしょうか。

また、図書類の規制について、いわゆるゲームソフトとかアプリに関しては、CEROのレーティングに基づいていると思います。しかし、現在、スマートフォンのアプリにおいて、18歳未満の子どもは、ゲームをしてはならないという風に、提供側が規制をかけているにも関わらず、実質的には、あまりその規制が有効になっていないゲームソフトがいくつかあることを把握しています。こういったものに関する調査が、今後行われるのかという2点、教えてください。

【事務局】

まず、1点目についてですが、私どもで希望しない理由まで確認していないのが現状です。調査に係る時間などを踏まえ、携帯電話事業者の協力を得られる範疇でそういったことも把握していけたらと考えています。

2点目のスマートフォンのアプリについてですが、現時点でしっかりと認識ができておりません。委員から具体的にどのようなアプリがあって、どんな内容かということを確認しながら、今後の対応を検討させていただきたいと考えています。

【委員】

インターネットに関して、実態調査結果の中では、きちんと確認できますが、保護者の声などを聞いていると、あまりフィルタリングのこととかゲームのことを理解していないなというのが正直なところで、すごく相談を受けており、今日もそんな相談を受けてきました。県は、保護者への啓発、子どもへの啓発は具体的にどのように推進していくのか教えてください。

【事務局】

お配りした「保護者のためのネットモラル塾」テキストの3ページにフィルタリングは保護者の責務である旨を記載しています。フィルタリングはすべてを防ぐことができるものではありませんが、有害な情報から子どもを守るため、子どもにスマホを与えるときには必ずフィルタリングの設定をしましょうということをお願いしています。

また、こういった講座を昨年度は206講座、約15,000人の方に受講いただきました。今年度は、保護者限定ではなく、児童生徒も対象に含め、今まさに講座を実施しているところです。こうした事業を通じて、御指摘いただいたフィルタリングの重要性やインターネットの危険性なども十分に周知していきたいと考えています。

【委員】

児童生徒向けのテキストなども何か作っているのでしょうか。

【事務局】

昨年度はお配りした保護者向けのものだけでしたが、今年度はルビを振るなど児童生徒が見ても分かりやすい内容に作り替えています。また、小学校低学年でも分かりやすいよう、マンガによる周知をしていきたいと考えており、現在作成中です。

【会長】

事務局は、ただいまの委員からの御意見、御質問を今後の参考にしていただきたいと思います。

それでは議事（6）その他に移ります。

せっかくの機会でございますので、本日の議事に関わらず、委員の皆様方から何かありましたらお願いします。

【委員】

ネットモラル塾のテキストはどのくらいの規模で配られているのでしょうか。講座を受講した約15,000人に配っているのか、それとも、学校を通じて保護者に配ったりしているのでしょうか。

【事務局】

講座受講者にお配りしているほか、当課のウェブページで公開しており、どなたでもダウンロードいただけます。また、昨年度のものも、一部残っていますので、御希望がありましたら、御提供させていただきます。

新しいテキストにつきましても、遅くとも8月には作成し、順次配付させていただき、ウェブページでも公開する予定としています。

【委員】

ウェブページで公開しても、講座を受けない人は、これを見ないような気がします。そういうところに参加する意識の無い方に問題があるのではないかというのが、今の私の感覚です。予算の都合もあるのですが、子どもを通じてでも、なるべく多くの方に渡るようになると思います。

【事務局】

関心の無い方にいかに届けていくのかというのは課題と認識しています。昨年度の実績では、学校やPTA、地域の集まりなどで申込みをいただきました。引き続き啓発していくとともに、そういった関心の無い方への啓発方法を検討していきたいと考えています。

【委員】

資料6の中で、使用済み下着の買受け等の禁止違反という項目がありますが、使用済み下着の販売等がSNSを通じた個人間取引に移行しているということは、御存知であると思います。こういった事案への対策を、具体的にどのように行っているのか、教えてください。

【事務局】

SNSを利用して、児童が各種犯罪被害に遭うという事案等は非常に多発しているところです。SNSを通じて、見知らぬ男と会ってしまうとか、下着の売買にとどまらず、淫行や児童買春の温床になっているということもあります。現状、すべてを知っているわけではありませんが、SNSを利用して色々な犯罪が行われているということは認識しています。

県のネットモラル塾とほぼ同様の趣旨ではありますが、警察も、サイバー犯罪対策の主管課とタイアップをし、ネットの安全利用や正しい利用方法などを出前講座の形で、学校へ行って、教養しているところです。

また、サイバー犯罪対策課では、すごろくゲームを活用して危険性を理解するというようなことも取り入れながら、子どもや保護者、教職員といった方も併せて教養しているところです。使用済み下着の販売は、ほとんどが中高校生の女子が対象であると思いますが、性犯罪被害防止という観点で、引き続き教養し、青少年の被害・非行防止に努めてまいりますし、もし、違反等が摘発可能であれば、事件化をしてまいりたいと考えています。

【委員】

学校の立場から、少し情報提供したいと思います。高校の校長会生徒指導部会でも、やはり今年はSNSの被害を取り扱っています。情報交換をしていると、スマホが普及し始めた当時は、高校も必死で情報モラル教育をやっており、社会活動推進課の事業もPTAの講座で活用し、私も学校でやりました。そのときも、PTAの役員や委員は、意識が高いので来るのですが、本当に来てほしい方は来てくれない問題がありました。ただ、当時はまだ保護者の方がスマホに長けていて、教員が一番遅れていたもので、我々がおーっといいながら講座を聞いていました。今では、高校のスマホ所持率は100%近く、中学校は75%くらい、小学校では40~50%近いと言われる時代になってきましたので、小中学校で情報モラル教育がすごく盛んに行われるようになってきました。小中学校の情報モラル教育を踏まえて、高校では何をすべきか、高校では授業などでタブレットを活用していく段階ですから、もっと真剣に考えなければならない段階にあります。

中学校の先生とも連携をして、生徒指導を進めています。やはり別の委員が言われたように、来てほしい方が全然来てくれないということを中学校の先生も言っています。我々が当初悩んでいたことが、小中学校に移ってきているというように感じて

おり、そこをどうしたらいいのか考えています。社会活動推進課のネットモラル塾も学校はかなり申し込んでいると思いますが、そこに来てくれる人はいいが、来てくれない御家庭をどうしていくかというのが、小中高共通の課題だと思っています。

もう一つ、私が生徒指導で今一番心配しているのが、不登校の問題です。小中学校での不登校が増えてきています。当然、そのまま高校にも受け継がれてきます。昔の不登校の子たちは孤立していて、孤独でしたが、今は「孤独でない不登校」とも言われています。みんなSNSで繋がっているのに、全然孤独ではない。学校や保護者が全く知らない人間関係で繋がっている。別の委員からも発言がありましたが、今はとにかくゲームが高校の生徒指導でも話題になっています。ゲームの掲示板等がすべてSNSなので、例えば、小学生が相手は大人と知らずにゲームをしていて、そこでポッと日頃の不満とかをSNSで漏らしていると、「会いに来ない？」と言われ、他県でも会いにいつてしまう。そういうふうに、不登校の子たちが孤独ではなく繋がっている。でもその繋がりほとんどない繋がりだということが問題になっています。このあたりをどう考えていけばいいか、生徒指導で話題にしています。なかなか解決策は見出せず、結局は、地道にこういう講座を毎年毎年やっていくしかないのかなというところにいつも落ち着いてしまっていますが、模索していきたいと思っています。

【委員】

今の話の続きになりますが、小中学校の現状を話したいと思います。

先の御発言のとおり、情報モラルに関して、最初に中学校で問題視されていたことが、どんどんと低年齢化しています。県や県教委、県の総合教育センター、携帯電話の会社など色々なところから来ていただいて講座等を実施しています。子ども相手か保護者相手にやるか、中には両方同席してやって、約束を決めたあとは子どもを教室に帰し、また保護者に個別に話をするとか、色々な形を提案いただき、どこの学校でもやっている状態です。機会が中々無い中で、なるべく多くの方に参加いただきたいと思い、PTA総会の場所等を通して実施するのですが、やはり一番聞いていただきたい方に参加いただくのが難しいというのが現状です。でも、こういう色々な資料や講座を開いていただけているので、4、5年生ぐらいの子どもたちを相手に、ほとんどの学校がやっているのが現状です。

それから、不登校等の生徒指導の関係でも、専門の方の力を借りるということが今はとても必要になっています。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった方が県や市から派遣されていますので、そういう方たちに助けていただきながらやっている状況です。とにかく、どんどん低年齢化している現状を学校が把握して、色々やっていきたいと思っていますので、またこういう情報をいただけると、ありがたいと思います。

【事務局】

今年度も、講師派遣型の講座「実践！みんなのネットモラル塾」を開催しています。現在、募集中ですので、是非御案内、お申込みいただければと思います。

興味の無い層への周知方法の一つとして、昨年度は業務受託者がスターキャット・ケーブルネットワーク株式会社でしたので、ケーブルネットワークでスポットCMのような形での広報を行いました。

それから、引きこもり等の話ですが、すでに御承知かもしれませんが、私ども社会活動推進課では、昨年8月に「あいち子ども・若者育成計画2022」を作成しまして、青少年の健全な育成を総合的に推進しています。

また、その中で、いわゆる子ども・若者支援地域協議会を市町村で作っていただいています。引きこもり等いろいろお悩みの方がいらっしゃれば、そういった身近な市町村や、本日出席しております県の関係機関もありますので、御活用いただけたらと考えています。

【会長】

ありがとうございました。他になにかございますでしょうか。

特にないようですので、これで終了させていただきます。

事務局は、ただいまの委員からの御意見、御質問を今後の参考にしていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきます。

委員の皆様方には、議事の運営に御協力いただき、また、貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

【司会】

これをもちまして、令和元年度第1回「愛知県青少年保護育成審議会」を閉会させていただきます。

以 上